

農民老齢年金の減額給付



Seppo Pietiläinen (フィンランド)

本稿には、農民の所得比例年金に採用されている老齢年金額の「半減規定」が示されている*。

農民は、たとえかれらが従来の仕事を続けていても、65歳で老齢年金の受給資格を取得する。もしかれらが自営業者として農業に従事し、かつ同様な状態で休業を続けるならば、ある特殊な規則により、かれらの年金は半額を減額されなければならない。農民が年金を受給しながら仕事を続けるならば、政府はその農民の年金に対して拠出しないので、そのように年金の半額が減額される。他方、その農民の妻は、たとえかの女が年金年齢以

後に仕事を続けていても、完全年金を受給することになっている。

本質的には、農民年金の半減にかんする規則は、農業政策のもつている特質である。その目的は、年金年齢に達したとき農民に仕事を止めさせ、かれの農業の継続を若い人に譲ることである。

年金の減額は次の場合に適用される。つまり、(1) 退職前に年金受給者が自営業で、(2) 年金年齢以後に仕事を継続する、および (3) 農場の面積が少なくとも2ヘクタール以上の場合である。

最初の条件により、もし農民が退職前に農業の自営業者でなかった場合には、半減は適用されない。たとえば、農民とその妻が双方とも農業から引退し、かつ農民が死亡した場合には、たとえ妻が農場の経営を引きついだとしても、妻の年金は半分に減額されないのである。

第2番目の条件は、引退後に自営業の状態を継続しているということである。たとえば、農民が農業の経営をかれの息子に譲った場合には、半減は適用されない。その場合には、農民が家族を援助するために農場で働き、かつ引退前と同様な仕事を行なったとしても、年金額の半減は行なわれない。農作業を永久に停止すれば、当然、半減は適用されない。

第3番目の条件により、農場の面積が最低2ヘクタール以上ならば、年金の半減が適用される。それは、農民が望むならば、かれが土地の一部（多くても、2ヘクタール）を保有し、年金の半減になんらの心配もなく、耕作

することができるということを意味している。

もし、農民が仕事からの引退を望まなければ、かれは年金の受給を延期することができる。もし、年金の受給が65歳以後に延期される場合には、その年金額は、延期された年の1年当たり増額される。

年金の半減は若干の不利益な点をもつている。一般に、小規模な農場は、農民がかれの仕事を譲ることのできる者に依存しながら、仕事をする子女もしくはその他の家族をもっていないので、小規模な経営の農民は、より大きな規模の農民と比較すれば、不利な立場におかれている。もし農民が仕事を続けようとするならば、他に仕事を続ける者がいないので、年金は半減されなければならない。

※ *International Social Security Review*,

No. 1, 1970 を参照。

Isännän eläkken puolittamisesta, Työeläke, No. 2, 1970, pp. 19-23; No. 136, '70.

保健サービスにおける 医師のニード



Yrjö Salörinne (フィンランド)

本稿には、フィンランドにおける保健サービスの各部門で要求される医師について、将来のニードとかれらの配置にかんする解説が述べられている。

医療サービスの費用は、急速に増大している。その増大は5年毎に約100%となっている。医師の数も増加している。現在、医師1人当たりの人口は960人であるが、しかし、5年間でその数は740人となるであろう。

今日、医師の約60%は病院で、約30%は一般的な医療(つまり、私的に開業する一般的診療と自治体の一般的診療)に従事しており、また

約2%は医療を管理する行政機関に、さらに、約6%が研究と訓練に配置されている。これらを除く残りは産業界、軍隊などで働いている。最近の提案により、医師は次のように配置されるべきであるといわれている。すなわち、医師の分布は、病院に25%，一般的な医療に30%，予防的医療に10%，行政機関に5%，研究と訓練に10%，および継続的な研究活動に20%となるようにすべきである。これは完全でないかも知れないが、しかし、それは医療の各分野における医師の分布が、近い将来に実行可能と予想される訓練と変化の現在における基準と取替え得る状況に、いかに遠いものであるかを示唆している。